

感染状況

各週の感染者数推移(1日平均・人)

〔 県内発表分 〕
単位:人

5/7~5/13	5/14~5/20	5/21~5/27	5/28~6/3	6/4~6/10
45.7	43.7	26.6	26.0	16.4

病床使用率の推移(%)

県民の皆様のご協力に感謝!

措置適用日 5/9	5/18	5/25	措置延長日 6/1	6/10
59.2	45.3	36.2	30.9	27.8

重症病床使用率の推移(%)

措置適用日 5/9	5/18	5/25	措置延長日 6/1	6/10
34.0	18.0	26.2	19.3	15.8

▶▶ 感染者数は減少傾向だが病床などは予断を許さない状況!

モニタリング指標

	医療提供体制等の負荷				監視体制	感染の状況			
	病床のひっ迫具合			人口 10万人 あたりの 療養者数		PCR 陽性率	直近1週間の 人口10万人 あたりの新規 感染者数	直近1週 と 先週1週 の比較	感染経路 不明割合
	入院医療		うち 重症者用 病床		入院率				
	病床 使用率	入院率	病床 使用率						
三重県 (6月10日 時点)	27.8 %	52.4 %	15.8 %	8.52 人	3.7% (5/22~ 5/28)	6.49 人 (6/4~ 6/10)	0.63 倍	26.8% (6/3~ 6/9) (速報値)	
愛知県 (6月8日 時点)	58.0 %	24.4 %	63.0 %	47.7 人	11.3% (5/24~ 5/30)	19.80 人 (6/2~ 6/8)	0.64 倍	46.4% (5/22~ 5/28)	
岐阜県 (6月8日 時点)	48.1 %	70.6 %	35.6 %	26.9 人	5.4% (5/24~ 5/30)	14.65 人 (6/2~ 6/8)	0.67 倍	37.6% (5/22~ 5/28)	

まん延防止等重点措置

徹底的に感染を抑え込むために

引き続きご協力をお願いいたします。

6月14日(月)から区域変更

特に重点措置を講じる区域

6月13日(日)まで	6月14日(月)～6月20日(日)
桑名市、いなべ市、木曾岬町、 東員町、四日市市、菰野町、 朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、 伊賀市、名張市	四日市市

重点措置区域から除外する地域における 6月14日（月）以降の要請の変更点

除外地域

桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市

現在の要請内容	変更後
飲食店における営業時間の短縮20時まで (法第31条の6第1項)	継続 (法第24条第9項)
飲食店における酒類の提供自粛 (法第31条の6第1項)	解除
飲食店におけるカラオケ設備の利用自粛 (法第31条の6第1項)	継続 (法第24条第9項)
飲食店における感染防止対策の実施 (「入場整理」「手指消毒の徹底」「アクリル板の設置や距離の確保」「マスク着用よびかけ」「換気の徹底」など) (法第31条の6第1項)	継続 (法第24条第9項)
飲食店営業許可を受けている結婚式場等における20時までの時短、酒類の提供自粛、カラオケ設備の利用自粛 (法第31条の6第1項)	継続 (法第24条第9項) ※酒類提供自粛は 解除
建築物の床面積が1,000㎡を超える劇場・ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る)・運動施設・遊興施設・物品販売業・サービス業 (生活必需物資、サービスを除く) 等の施設の営業時間短縮 (法第24条第9項)	解除

県民の皆様へ

特措法に基づく要請

引き続き要請

- 20時以降、飲食店にみだりに出入りすることは避けて
- 大人数や長時間におよぶ飲食は避けて
- 日中も含め、外出や移動を避けて
※生活の維持に必要な場合を除く
- 県境を越える移動は避けて
※生活の維持に必要な場合を除く

県外の皆様への協力依頼

- 三重県への移動を避けて

※生活の維持に必要な場合を除く

事業者の皆様へ

特措法に基づく要請

引き続き要請

- 県内全域の飲食店における**営業時間の短縮(20時迄)**
- 重点措置区域内(四日市市)**の飲食店において**酒類の提供を行わないこと**
- 県内全域の飲食店における**カラオケ設備の利用の停止**
- 県内全域の**カラオケボックス等**の**カラオケ店**において**カラオケ設備の利用停止**
- 重点措置区域内(四日市市)**の床面積1000㎡超の**運動施設、遊興施設、物品販売業者等**における**営業時間の短縮(20時迄)**※映画館は21時迄

○テレワークの推進、オンライン会議等の活用促進

三重県まん延防止等重点措置 ～三重県が実施する対策～

ワクチン接種の推進

職域接種の促進

- ・安全安心な職域接種促進に向け、企画・調整等を行う
職域接種支援プロジェクトを設置

相談窓口の開設

職域接種にかかる相談窓口

電話 **059-224-2082** 8:30～17:15(土日祝除く)

三重県まん延防止等重点措置 ～三重県が実施する対策～

職域接種の申請状況

- ・6月10日現在
20の企業、大学等からの申請を受け付け
- ・20の企業等の接種予定人数は
延べ61,340人

三重県まん延防止等重点措置 ～三重県が実施する対策～

社会的検査の実施・検査体制の強化

高齢者施設や障がい者施設を対象とした検査

- ・桑名保健所、四日市市保健所、鈴鹿保健所、伊賀保健所管内（12市町）及び津市で実施
- ・5月13日から実施中（7月末まで） 約7割
- ・対象施設758施設のうち、**507施設（27,645人）**で実施

抗原定性検査キットを活用した検査

- ・外国人を雇用する事業所への **抗原定性検査キットの配備**
- ・厚生労働省が医療機関・高齢者施設等に対して配布する約10万回分の **抗原定性検査キットの活用促進**

三重県まん延防止等重点措置 ～三重県が実施する対策～

事業者支援

営業時間短縮要請等の影響に対する支援

- ・三重県飲食店時短要請協力金（継続）
- ・三重県集客施設時短要請協力金（継続）
- ・三重県飲食店取引事業者等支援金（継続）
- ・三重県酒類販売事業者等支援金（継続）
- ・県内宿泊事業者、観光施設、土産物店、
体験事業者への支援（6月下旬受付開始）

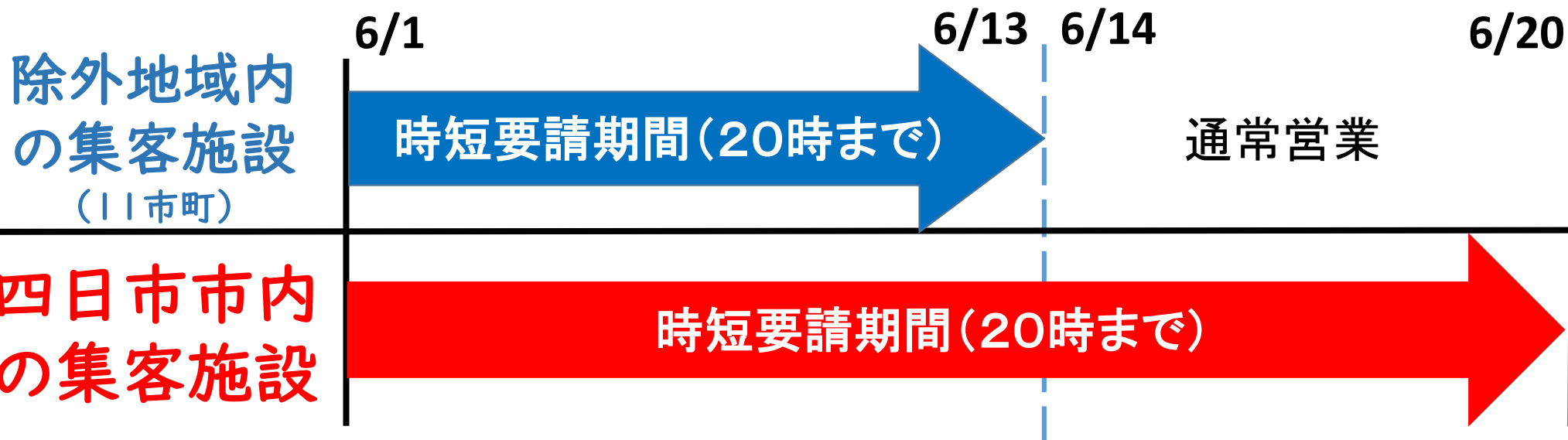
三重県飲食店時短要請協力金（第3期）

まん延防止等重点措置の区域変更に伴い支給金額、要件が変更となります。
引き続き、県内全域において20時までの時短営業、カラオケ設備の利用
の自粛、感染防止対策の徹底にご協力をお願いします。

	6/1	6/13	6/14	6/20
除外地域内 の飲食店 (11市町)	日額3～10万円 時短営業、 <u>酒類</u> ・カラオケ設備の 提供を <u>行わない</u>		日額2.5～7.5万円 時短営業、カラオケ設備の 提供行わない（ <u>酒類の提供可</u> ）	
四日市市内 の飲食店	日額3～10万円 時短営業、 <u>酒類</u> ・カラオケ設備の提供を <u>行わない</u>			
その他の地域 の飲食店	日額2.5～7.5万円 時短営業、カラオケ設備の提供行わない （ <u>酒類の提供可</u> ）			

三重県集客施設時短要請協力金（第2期）

変更後の要請期間



ご注意ください！

重点措置区域内で複数の大規模集客施設を運営している場合、すべての施設が時短要請に全面的にご協力いただくことが支給条件となっています。

三重県まん延防止等重点措置 ～三重県が実施する対策～

事業者支援

飲食店等の感染防止対策の確認と認証制度の創設

- ・飲食店等を対象に感染防止対策に関する認証制度
「あんしん みえリア」の申請受付中（6月10日に現地確認開始）
- ・県内観光関連事業者等を対象に
感染防止対策に関する認証制度を創設

更なる感染防止対策に取り組む事業者への支援

- ・CO₂センサー等の購入経費の補助（5月31日受付開始）
- ・感染防止対策と経営向上に関するアドバイザー派遣（5月31日受付開始）
- ・感染が発生した事業者におけるPCR検査費用の補助（6月下旬受付開始）
- ・宿泊事業者の感染防止対策や前向きな投資への支援
（7月上旬要項等を公表）